

福島県における除染等の取組

令和3年12月

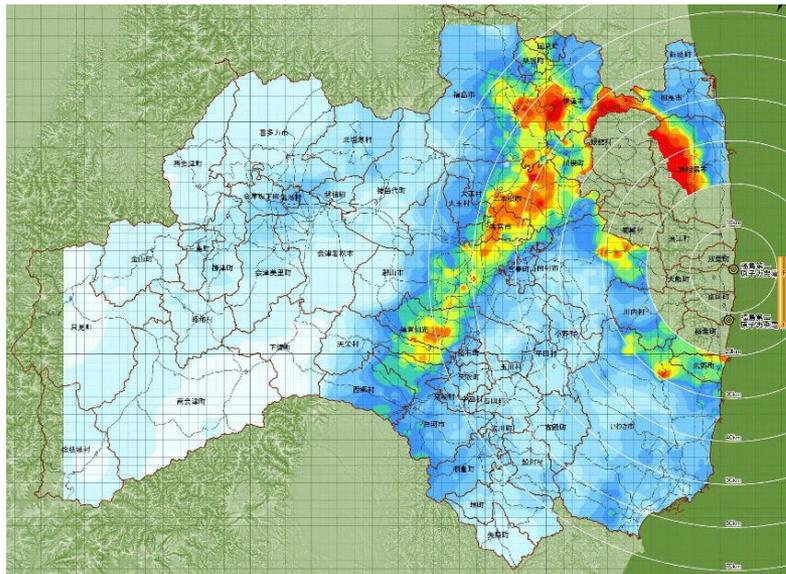
福島県 生活環境部 除染対策課

県内の空間線量率の推移

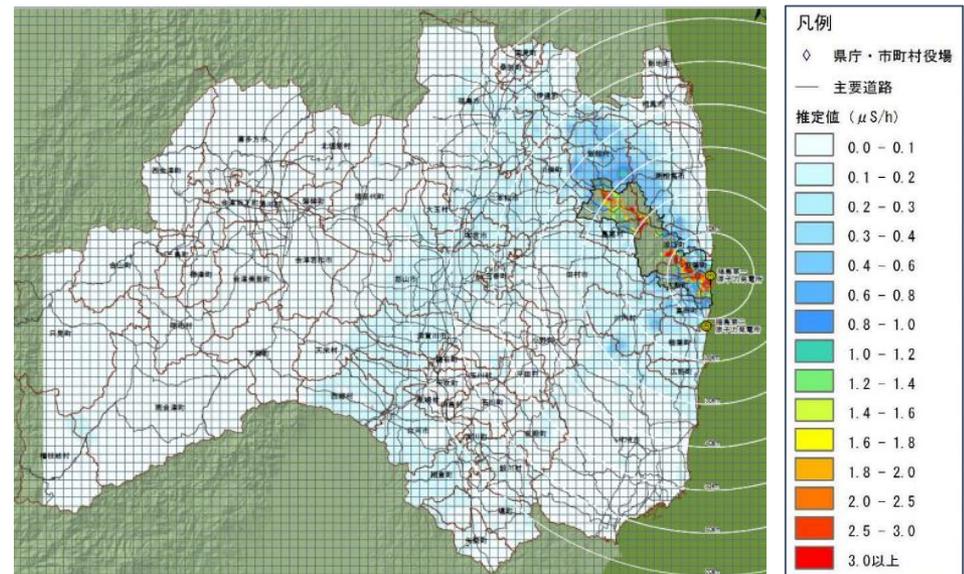
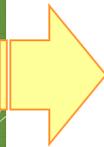
○ 県内の空間線量率は、平成23年4月時点に比べ、除染の実施やウェザリング効果（風雨による放射性物質の移動等）、自然減衰により確実に減少しています。

◆ 福島県環境放射線モニタリング・メッシュ調査結果に基づく福島県全域の空間線量率マップ

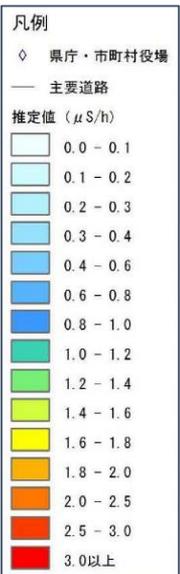
【出典】福島県放射線監視室 環境放射線モニタリング・メッシュ調査結果情報



平成23年4月12日～16日



令和2年4月8日～8月18日



除染事業の経緯 ①

年月	国の動き	県の動き
2011.6		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部原子力班に環境回復チーム設置 ・学校・通学路の放射線量低減化モデル事業開始
2011.7		<ul style="list-style-type: none"> ・生活空間における線量低減化対策の手引き作成
2011.8	<ul style="list-style-type: none"> ・除染に関する緊急実施基本方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会による自主除染への支援開始
2011.10		<ul style="list-style-type: none"> ・除染対策課発足 ・除染業務講習会開始
2011.11		<ul style="list-style-type: none"> ・福島県除染技術実証事業公募開始 ・福島県面的除染モデル事業 ・線量低減化の手引きパンフレット作成 ・安全・安心フォーラム開催（全4回開催）
2011.12	<ul style="list-style-type: none"> ・除染関係ガイドライン策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・除染対策交付金交付要綱・実施要領施行 ・除染計画作成マニュアル作成
2012.1	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質汚染対処特措法全面施行 ・除染情報プラザ開所 	<ul style="list-style-type: none"> ・除染・放射線講習会開催（延べ44回開催） ・除染業務にかかる技術指針作成
2012.3	<ul style="list-style-type: none"> ・福島復興再生特別措置法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県面的除染の手引き作成
2012.5		<ul style="list-style-type: none"> ・福島県除染技術実証事業公募開始（～2013年）
2012.7	<ul style="list-style-type: none"> ・福島復興再生基本方針閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場現地視察会（第1回）開始
2012.12		<ul style="list-style-type: none"> ・県とIAEAとの間の協力に関する覚書締結
2013.1	<ul style="list-style-type: none"> ・除染適正化推進本部設置 	
2013.2		<ul style="list-style-type: none"> ・新生ふくしま復興推進本部設立
2013.7		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村除染技術強化事業開始（～2014.3）

除染事業の経緯 ②

年月	国の動き	県の動き
2013.8		・仮置場等技術指針策定（最新5版、必要に応じ更新）
2014.12	・まんが「なすびのギモン」発刊（現在4編発刊）	
2015.1		・市町村除染の実施状況をHPに掲載開始
2015.3		・除染ハンドブック作成
2016.11		・市町村除染技術支援事業公募（～2017）
2017.3	・除染特別地域（帰還困難区域を除く）の面的除染が終了	
2017.5	・改定「放射性物質汚染対処特措法」施行	
2017.6	・改正「福島復興再生基本方針」閣議決定	
2017.7	・除染情報プラザを「環境回復プラザ」に改称	
2017.9	・双葉町の特定復興再生拠点区域復興再生計画認定（注1）	
2018.2	・双葉町の復興拠点整備のための除染開始（注2）	
2018.3	・「福島第一原発事故により放出された放射性物質汚染の除染事業誌」公表	・県内の面的除染が全て終了（帰還困難区域を除く）

注1) 特定復興再生拠点区域復興再生計画認定状況

2017.9 双葉町 2017.11 大熊町 2017.12 浪江町 2018.3 富岡町 2018.4 飯舘村 2018.5 葛尾村

注2) 復興拠点整備のための除染開始

2017.12 双葉町 2018.3 大熊町 2018.5 浪江町 2018.7 富岡町 2018.9 飯舘村 2018.11 葛尾村

除染特別地域と汚染状況重点調査地域の指定

- 令和3年11月末現在、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染特別地域に11市町村、汚染状況重点調査地域に32市町村が指定されています。
(令和3年11月末現在)

【除染特別地域（国直轄除染地域） 11市町村】

国が除染実施計画を策定し、それに基づき国が除染を実施。

- ・全域指定…檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
- ・一部指定…田村市、南相馬市、川俣町、川内村

【汚染状況重点調査地域（市町村除染地域） 32市町村】

各市町村が除染実施計画を策定し、それに基づき市町村が除染を実施。

〔県北〕福島市、二本松市、伊達市、本宮市、
桑折町、国見町、川俣町※、大玉村

〔県中〕郡山市、須賀川市、田村市※、鏡石町、
天栄村、石川町、玉川村、平田村、
浅川町、古殿町、三春町、小野町

〔県南〕白河市、西郷村、泉崎村、中島村、
矢吹町、棚倉町

（指定解除済：鮫川村、矢祭町、塙町）

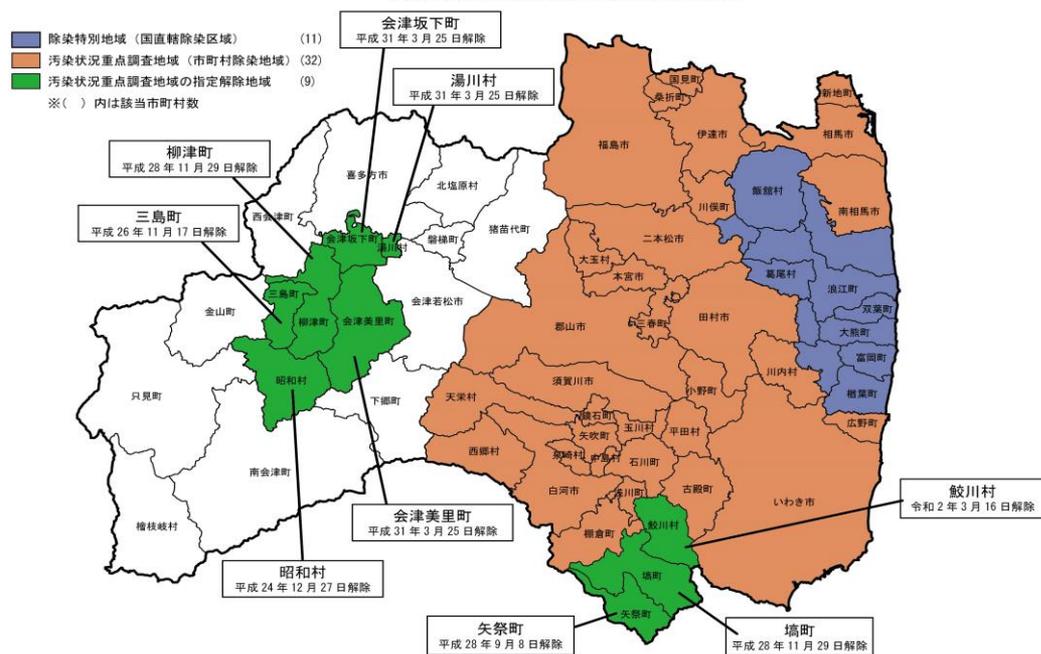
〔会津〕なし

（指定解除済：会津坂下町、湯川村、会津美里町
柳津町、三島町、昭和村）

〔相双〕新地町、相馬市、南相馬市※、広野町、
川内村※

〔いわき〕いわき市

汚染状況重点調査地域の指定状況

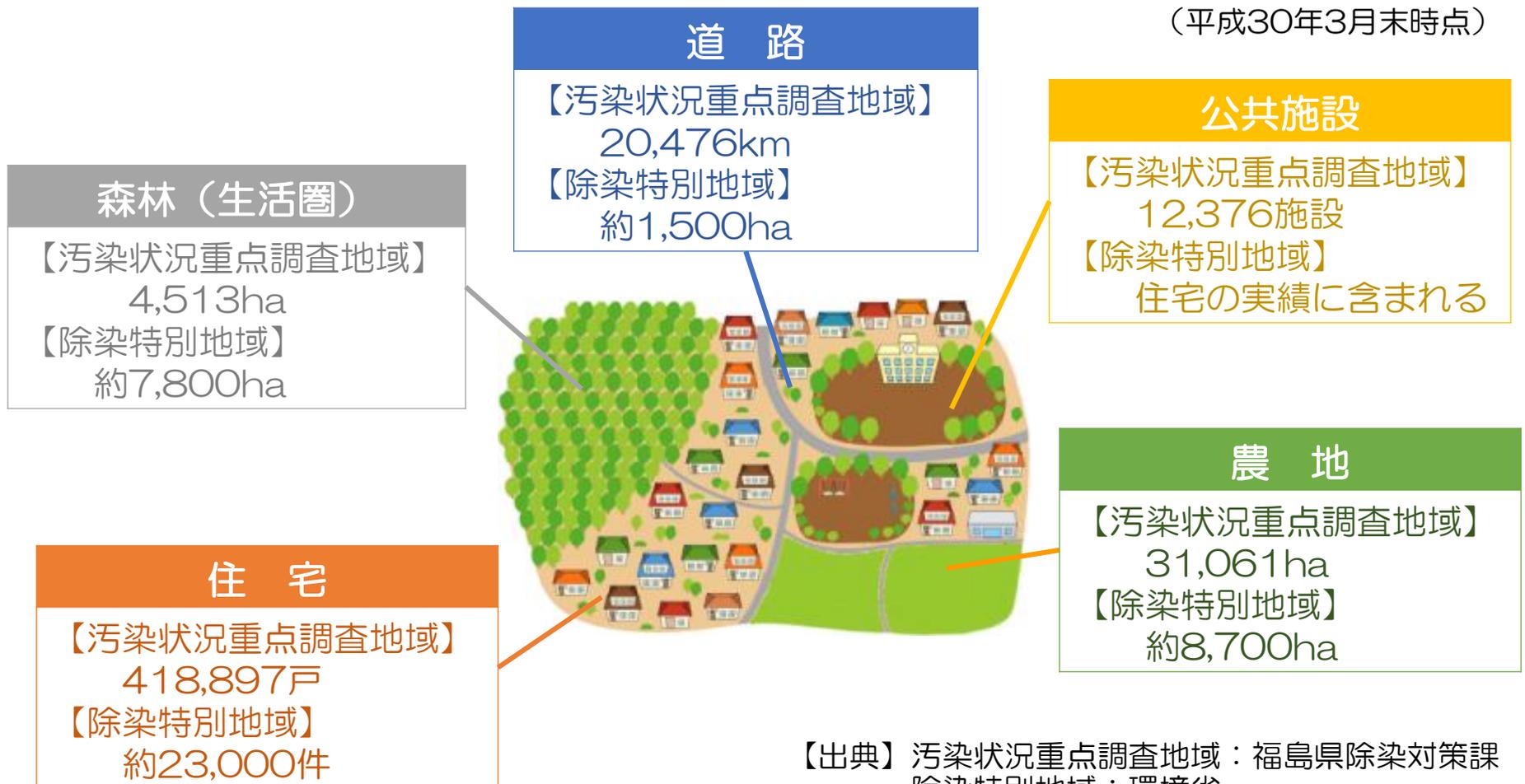


「※」の市町村は、除染特別地域と重複

面的除染の実施状況

- 県内の面的除染は、帰還困難区域を除き、除染特別地域は平成29年3月までに、汚染状況重点調査地域は平成30年3月までに全て終了しました。

(平成30年3月末時点)



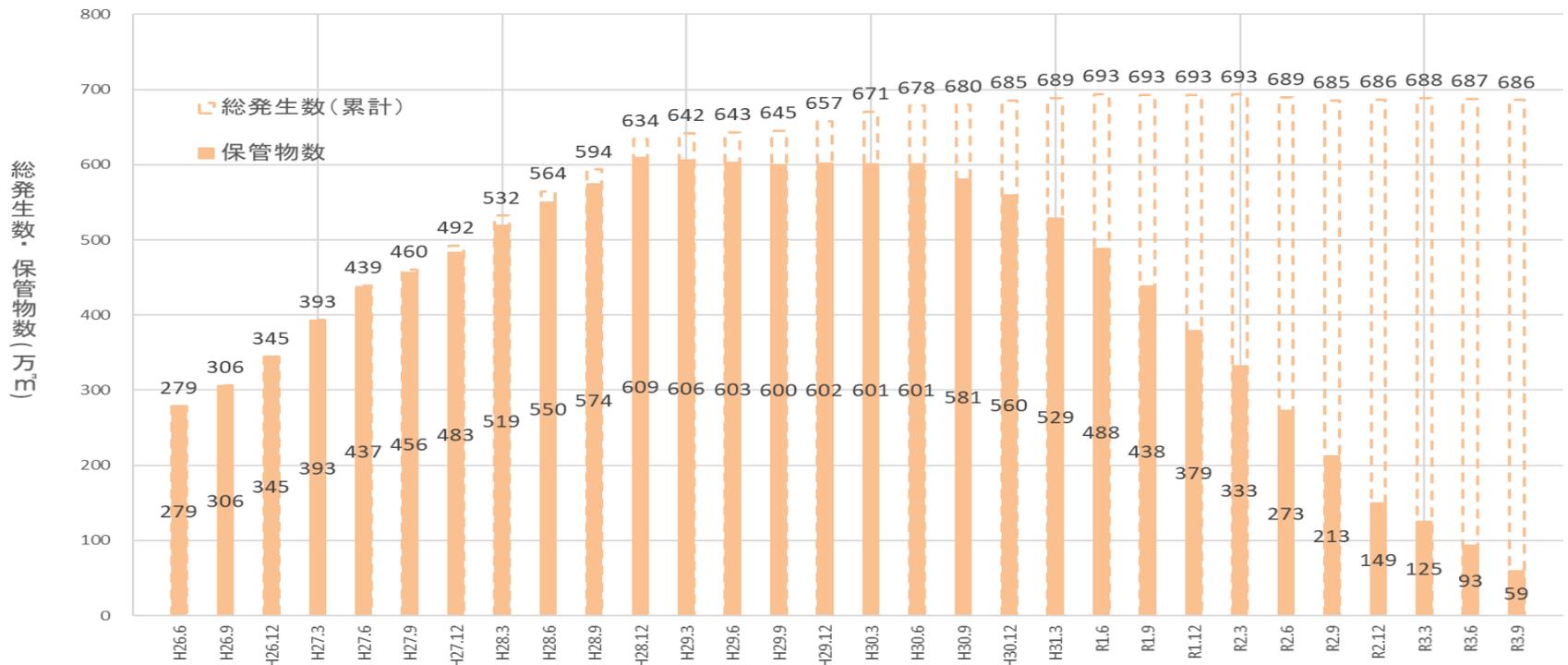
【出典】 汚染状況重点調査地域：福島県除染対策課
除染特別地域：環境省

除去土壌等の総発生量と保管物数の推移

○ 汚染状況重点調査地域における仮置場や現場保管されている除去土壌等は、今年度末の概ね搬出完了に向け、順次、中間貯蔵施設に搬出されています。

◆ 除去土壌等の総発生数と保管物数の推移（令和3年9月末時点）

【出典】福島県除染対策課



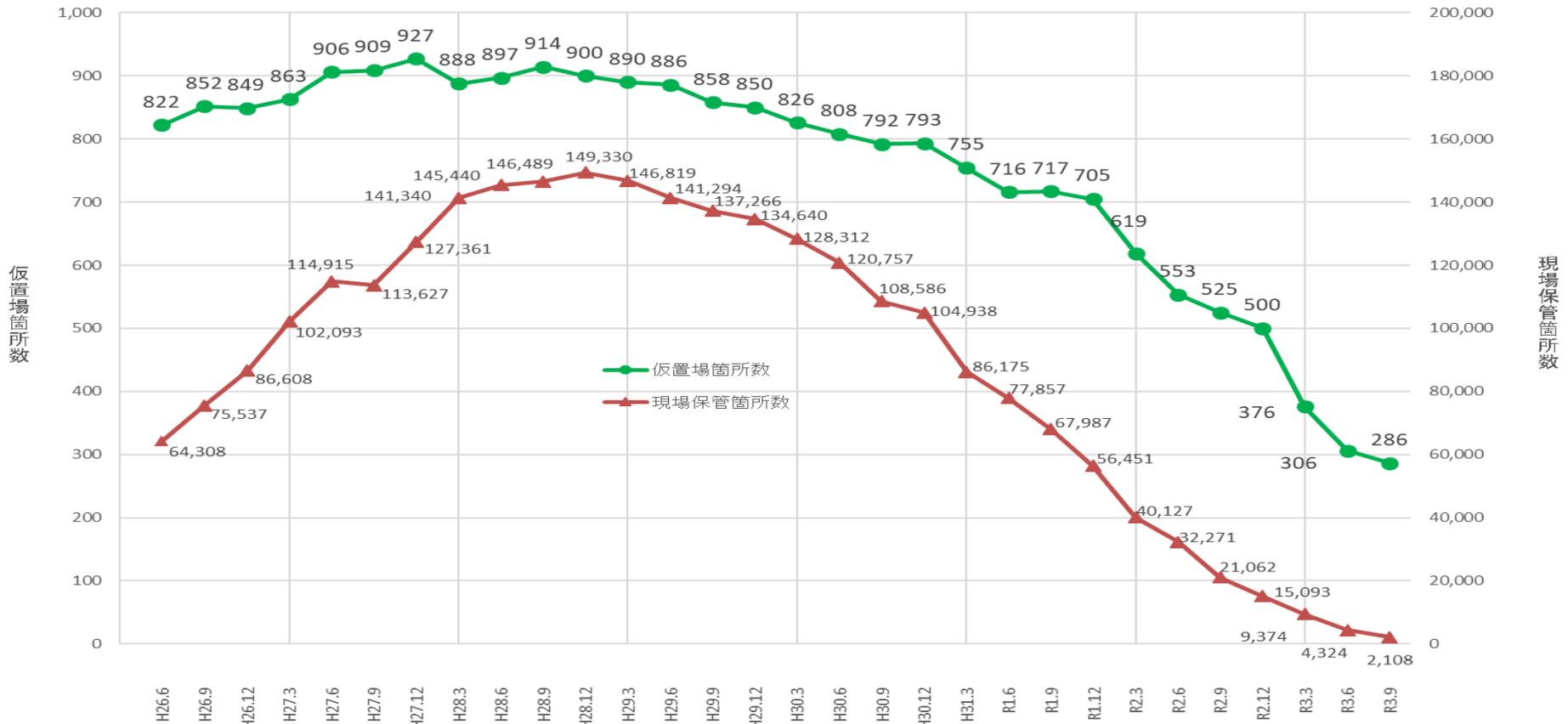
※ 各市町村が実施するため池の放射性物質対策などにより、発生総数は面的除染終了後も増加しています。

仮置場等の設置箇所数の推移

○ 中間貯蔵施設への除去土壌等の搬出により、汚染状況重点調査地域の仮置場及び現場保管箇所数は、大きく減少しています。

◆ 仮置場及び現場保管箇所数の推移（令和3年9月末時点）

【出典】福島県除染対策課



※ 調査対象は、県内59市町村のうち、全域が除染特別地域となっている7町村（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）を除く52市町村。

仮置場の原状回復の状況

○ 汚染状況重点調査地域における原状回復済みの仮置場は、令和3年9月末時点で754箇所となっています。なお、仮置場として使用した土地は、跡地利用に支障がない状態で所有者にお返しします。

◆ 原状回復済みの仮置場数（令和3年9月末時点）

… 汚染状況重点調査地域：754箇所

これまでの				
仮置場			返地 済みの 旧仮置 場	仮置場 累計
保管中 [箇所]	搬出済み [箇所]	[箇所]	[箇所]	[箇所]
63	223	286	754	1,040

【原状回復事例】二本松市の水田



福島県のこれまでの取組

- 福島県はこれまで国や市町村と連携しながら、除染の推進のため、各種事業に取り組んできました。

【福島県の主な取組】

① 事業者等の育成	<ul style="list-style-type: none">○ 除染業務講習会を開催し、業務従事者・現場監督者・業務監理者を育成○ 作業員等の法令遵守や安全意識向上のために除染ハンドブックを作成
② 技術的支援	<ul style="list-style-type: none">○ 『除染業務に係る技術指針』、『仮置場等技術指針』を整備○ 市町村除染技術支援事業による効果的な除染技術の検証と活用の促進
③ 住民理解の促進	<ul style="list-style-type: none">○ 除染等の取組による環境回復の現状について、ホームページ等で正確な情報を発信○ 環境再生プラザによる福島環境再生に関する情報提供と専門家派遣
④ 財政支援	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村に対する除染対策事業交付金等の交付 等

福島県のこれまでの取組

① 事業者等の育成

【除染業務講習会の開催】

除染業務講習会を開催し、業務従事者、現場監督者、業務監理者を育成しました。



〔写真〕 除染業務講習会の様子

○これまでの受講者数※（H23～R1）

名称	受講者数
業務従事者コース	11,698人
現場監督者コース	4,276人
業務監理者コース	2,265人
計	18,239人

※県認定講習会（市町村主催）を除く。

【除染ハンドブックの作成】

事業者や作業員の法令遵守及び安全意識の向上を目的として、除染ハンドブックを作成しました。

（主な内容）

- 1 技術
各種測定の方法、除去土壌等の収集・運搬、仮置場の設置、施工管理 など
- 2 安全
被ばく線量管理、健康診断、除染作業など
- 3 法律
放射性物質汚染対処特措法、各種技術指針、労働安全衛生法 など



福島県のこれまでの取組

② 技術的支援

【各種技術指針の整備】

除染事業を安全かつ確実に実施するために『除染業務に係る技術指針』、『仮置場等技術指針』を整備しました。

○ 除染業務に係る技術指針

(平成24年1月公表・平成26年2月第2版公表)

・初めて除染業務に携わる担当者が理解しやすいよう、作業手順・除染方法・留意事項を定めました。

○ 仮置場等技術指針

(平成25年8月公表・令和元年12月第6版公表)

・市町村等の仮置場等の具体的な設置手順や構造、維持管理方法、積込み・搬出、現場発生材の再利用、原状回復等に関する技術指針を定めました。



【市町村除染技術支援事業の実施】

市町村が抱える技術的課題に対して、県が効果的な技術の検討や実証を行い、その結果を市町村の除染事業に活用してもらう事業を実施しました。



〔写真〕 技術実証の様子

【除染技術実証事業】 (平成23～25年度)

県内の除染事業を促進するため、優良な除染技術を公募し、県がその技術を評価し、効果的で効率的な除染方法の普及を図りました。



〔写真〕 技術実証の様子

福島県のこれまでの取組

③ 住民理解の促進

【ホームページによる情報発信】

除染等の取組による環境回復の現状について、正しく理解してもらうため、ホームページ等で情報を発信しています。



〔写真〕 ふくしま復興ステーション『除染について』

【環境再生プラザによる情報発信】

福島県の環境回復の歩みや放射線、中間貯蔵など環境再生に関する情報を提供しています。

(主な役割)

- パネルや模型等を用いた環境再生に関する情報の提供
- 町内会や学校などへの専門家派遣やイベント等での移動展示
- 地域とのコミュニケーションを図るためのワークショップ等の開催



福島県のこれまでの取組

③ 住民理解の促進

【大学等と連携した リスクコミュニケーション事業】

将来を担う学生を対象に、放射線や除染の状況等に関する講習や実習を実施しました。平成28年度からは環境創造センターで実施しています。

〔実績〕

年度	開催校
H26	2校
H27	1校
H28	1校
H29	1校

【仮置場現地視察会の開催】

仮置場に対する不安を払拭し、仮置場の設置の促進を図ることを目的として平成24、25年度に開催しました。

〔実績〕計8回開催、参加者 延べ220名

【地域対話フォーラムの開催】

県民の皆さんが抱えている放射線の影響や除染に関する不安や疑問を解消し、安全・安心を醸成するため、日本原子力学会及び県内各市と共同で開催しました。

〔内容〕第1部：講演、第2部：対話集会

〔実績〕平成23・24年度に計9回開催
参加者 延べ1,340名

【住民説明会の開催支援】

平成23年10月から放射線や除染等に関する町内会等の集會に専門家を派遣しました。

〔実績〕 (令和3年3月末日現在)
県職員 86件派遣
専門家 77件派遣

福島県のこれまでの取組

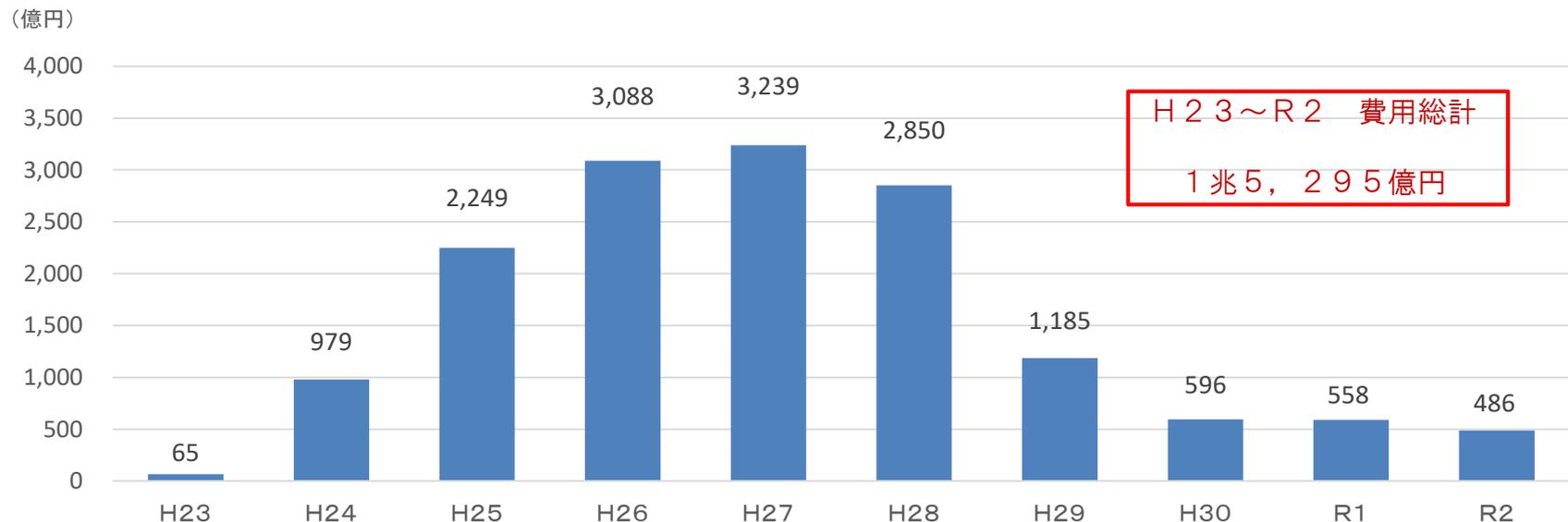
④ 財政支援

【市町村等への主な財政支援内容】

- 市町村及び県が実施する除染事業（市町村除去土壌搬出等支援事業、県有施設等除去土壌搬出事業）
市町村の除染実施計画に基づく除染、除去土壌等の搬出、仮置場の原状回復などに要した費用を交付しています。

◆市町村及び県有施設の面的除染等に要した費用（汚染状況重点調査地域のみ）

【出典】福島県除染対策課



※ 市町村及び県有施設の面的除染等に要した費用(H23～R1は決算額。R2は決算見込額。国直轄除染分は除く。)

今後の課題

○ 面的除染は終了しましたが、除去土壌等の円滑な搬出と適正管理、搬出後の原状回復、放射線不安への対応など、多くの課題があります。

◆ 除去土壌等の円滑な搬出と適正管理

令和3年度末の中間貯蔵施設への概ね搬出完了に向け、仮置場等で保管する除去土壌等を円滑に搬出するとともに、搬出までの間、適正に管理することができるよう、市町村を支援します。

◆ 搬出後の原状回復

仮置場として使用していた土地を、借地した時点と同じ状態まで原状回復するとともに、返還後の跡地利用に支障をきたすことのない原状回復ができるよう、市町村を支援します。

◆ 帰還困難区域における除染

特定復興再生拠点区域の除染については、関係市町村の実情に配慮しながら、令和4～5年春の避難指示解除に向け、国が着実に進めています。また、特定復興再生拠点から外れた区域については、住民の帰還の意向を把握した上で、拠点区域の避難指示解除後に遅滞なく、帰還に必要な箇所を除染を国が開始する予定です。

◆ 正しい情報の発信

福島県の環境回復の現状や放射線に関する正しい知識の理解がより一層進むよう、県内外に情報発信を行っていきます。

除染等に関する連絡先

- 除染や放射線などに関する疑問や相談がありましたら、下記までお問い合わせください。

◆ お問い合わせ先

- 福島県 除染対策課 024-521-7276
- 環境省 除染・中間貯蔵施設関連 0120-027-582（平日9:30～18:15）
- 環境再生プラザ 024-529-5668
（月曜定休、祝日の場合は翌日）

◆ ホームページ

- 福島県復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/>
- 環境省除染情報サイト
<http://josen.env.go.jp/>
- 環境再生プラザ
<http://josen-plaza.env.go.jp/>